

特定証券情報

【表紙】	
【公表書類】	訂正特定証券情報
【訂正特定証券情報の公表日】	平成24年5月10日
【発行者の名称】	五洋食品産業株式会社 (GOYO foods Industry Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 舛田 圭良
【本店の所在の場所】	福岡県糸島市多久819番地2
【電話番号】	(092) 332-9610 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 山北 俊明
【担当指定アドバイザーの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当指定アドバイザーの代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当指定アドバイザーの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【電話番号】	(03) 3666-2101
【有価証券の種類】	普通株式
【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】	発行価額の総額及び売付け価額の総額 株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘 24,225,000円 特定投資家向け売付け勧誘等 9,750,000円 (注) 発行価額の総額及び売付け価額の総額は、公表日現在における見込額であります。
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を平成24年5月28日にTOKYO AIMへ上場する予定であります。上場に際しては、「第一部 【証券情報】」の「第1 【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載の特定投資家向け取得勧誘及び「第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】」に記載の特定投資家向け売付け勧誘等を行う予定です。また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【公表されるホームページのアドレス】	五洋食品産業株式会社 http://www.goyofoods.co.jp/ TOKYO AIM http://www.tokyo-aim.com/

1 【訂正特定証券情報の公表理由】

平成24年2月21日付で公表いたしました特定証券情報並びに平成24年3月29日及び平成24年4月10日付で公表いたしました訂正特定証券情報の記載事項のうち、ブックビルディング方式による株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘に係る発行新株式数を45,000株から15,000株に変更するとともに取得勧誘の条件及び取得勧誘に関し必要な事項を平成24年5月10日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による特定投資家向け売付け10,000株について、売付け数を5,000株に変更し、売付けの条件及び売付けに関し必要な事項を同取締役会において決定したため、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため、訂正特定証券情報を公表するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【証券情報】

第1 【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1 【新規発行株式】

2 【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の方法】

(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

3 【株式の引受け】

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】

(2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】

第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

1 【売付け有価証券】

(1) 【売付け株式】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1【新規発行株式】

<訂正前>

記名・無記名の別、 額面・無額面の別及び種類	発行数（株）	内容
普通株式	45,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

（注）1. 平成24年2月21日及び平成24年4月10日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成24年5月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社は、平成24年2月21日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取り扱うことについて同意することを決議しております。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

<訂正後>

記名・無記名の別、 額面・無額面の別及び種類	発行数（株）	内容
普通株式	15,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

（注）1. 平成24年2月21日、平成24年4月10日及び平成24年5月10日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、平成24年2月21日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取り扱うことについて同意することを決議しております。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1)【特定投資家向け取得勧誘の方法】

<訂正前>

平成24年5月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「3【株式の引受け】」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で特定投資家向け取得勧誘（以下「本取得勧誘」という。）を行います。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

形態	発行数（株）	発行価格の総額（円）	引受価額の総額 （資本組入額の総額） （円）	発行価額の総額 （円）
株主割当による 特定投資家向け取得勧誘	—	—	—	—
株主割当によらない 特定投資家向け取得勧誘	45,000	90,000,000	85,500,000 (42,750,000)	76,500,000
計（総発行株式）	45,000	90,000,000	85,500,000 (42,750,000)	76,500,000

(注) 上記の各金額は、特定証券情報の公表日（平成24年2月21日）現在における想定発行価格（2,000円）、想定引受価額（想定発行価格の95%に相当する1,900円）及び想定発行価額（想定発行価格の85%に相当する1,700円）に基づき算定した見込額であり、今後変更されることがあります。各金額の決定の時期及び方法については、後記「(2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】」をご参照ください。

<訂正後>

平成24年5月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「3【株式の引受け】」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で特定投資家向け取得勧誘（以下「本取得勧誘」という。）を行います。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

形態	発行数（株）	発行価格の総額（円）	引受価額の総額 （資本組入額の総額） （円）	発行価額の総額 （円）
株主割当による 特定投資家向け取得勧誘	—	—	—	—
株主割当によらない 特定投資家向け取得勧誘	15,000	29,250,000	27,787,500 (13,893,750)	24,225,000
計（総発行株式）	15,000	29,250,000	27,787,500 (13,893,750)	24,225,000

(注) 上記の発行価格の総額は仮条件（1,900円～2,000円）の平均価格で算出した想定発行価格（1,950円）に、また、引受価額の総額（資本組入額の総額）は想定引受価額（想定発行価格の95%に相当する1,852.5円）に基づき算出した見込額であり、今後変更されることがあります。発行価額の総額は平成24年5月10日開催の取締役会決議による発行価額（1,615円）に基づき算定した金額です。各金額の決定の時期及び方法については、後記「(2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】」をご参照ください。

(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

<訂正前>

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 2	未定 (注) 3	未定 (注) 4	未定 (注) 5	100	自 平成24年5月21日(月) 至 平成24年5月23日(水)	未定 (注) 8	平成24年 5月25日(金)

(注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が引受人に対して支払う1株当たりの金額

「引受価額」：引受人が払込期日までに当社に払い込む1株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の1株当たり払込金額

「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額

2. 発行価格は、ブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法）によって決定いたします。

発行価格は、平成24年5月10日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要の状況、上場日（以下に定義する。）までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、平成24年5月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。当社は、仮条件を決定するに当たり、発行価格の上限及び下限を定めた一定の範囲の金額を仮条件とすることを予定しております。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

なお、発行価格は、以下に説明する引受価額及び発行価額とは各々異なります。

3. 引受価額は、平成24年5月18日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
4. 発行価額は、平成24年5月10日開催予定の取締役会において決定する予定であります。なお、引受価額が発行価額を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。
5. 資本組入額について、当社は、平成24年2月21日開催の取締役会において、平成24年5月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
6. 申込みに先立ち、平成24年5月11日から平成24年5月17日までの間、引受人に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。なお、需要の申告は、株式の取得の申込みとして取り扱われるものではないため、需要の申告を行わなかった投資家にも株式の販売が行われることがあります。
7. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
8. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
9. 株式受渡期日は、平成24年5月28日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取り扱いますので、上場日から売買を行うことができます。
- なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

<訂正後>

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 2	未定 (注) 3	1,615 (注) 4	未定 (注) 5	100	自 平成24年5月21日(月) 至 平成24年5月23日(水)	未定 (注) 8	平成24年 5月25日(金)

(注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が引受人に対して支払う1株当たりの金額

「引受価額」：引受人が払込期日までに当社に払い込む1株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の1株当たり払込金額

「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額

2. 発行価格は、ブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法）によって決定いたします。

仮条件は1,900円以上2,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要の状況、上場日（以下に定義する。）までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、平成24年5月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件の決定に当たりましては、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,900円以上2,000円以下の範囲が妥当であると判断いたしました。
なお、当該仮条件は変更されることがあります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

また、発行価格は、以下に説明する引受価額及び発行価額（1,615円）とは各々異なります。

3. 引受価額は、平成24年5月18日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
4. 発行価額は、平成24年5月10日開催の取締役会において、発行価格に係る仮条件の下限の1,900円の85%に相当する1,615円とすることを決定しております。なお、引受価額が発行価額（1,615円）を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。
5. 資本組入額について、当社は、平成24年2月21日開催の取締役会において、平成24年5月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
6. 申込みに先立ち、平成24年5月11日から平成24年5月17日までの間、引受人に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。なお、需要の申告は、株式の取得の申込みとして取り扱われるものではないため、需要の申告を行わなかった投資家にも株式の販売が行われることがあります。
7. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
8. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
9. 株式受渡期日は、平成24年5月28日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取り扱いますので、上場日から売買を行うことができます。
なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

3【株式の引受け】

<訂正前>

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
フィリップ証券株式会社	東京都中央区日本橋 兜町4番2号	<u>45,000</u>	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ引受価額と同額を払い込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	<u>45,000</u>	—

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成24年5月18日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本取得勧誘を中止いたします。
2. 引受人は、上記引受株式数のうちの一部に関し、販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する場合があります。

<訂正後>

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
フィリップ証券株式会社	東京都中央区日本橋 兜町4番2号	<u>15,000</u>	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ引受価額と同額を払い込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	<u>15,000</u>	—

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成24年5月18日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本取得勧誘を中止いたします。
2. 引受人は、上記引受株式数のうちの一部に関し、販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する場合があります。

6【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行等による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額（円）（注）1	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
85,500,000	1,000,000	84,500,000

(注) 1. 払込金額の総額は、発行価額（会社法上の払込金額）の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、特定証券情報の公表日（平成24年2月21日）現在における想定引受価額（想定発行価格（2,000円）の95%に相当する1,900円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

<訂正後>

払込金額の総額（円）（注）1	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
27,787,500	300,000	27,487,500

(注) 1. 払込金額の総額は、発行価額（会社法上の払込金額）の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（1,900円～2,000円の平均価格で算出した想定発行価格（1,950円）及び想定引受価額（想定発行価格の95%に相当する1,852.5円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【新規発行等の理由及び手取金の使途】

<訂正前>

新規発行等の手取金である差引手取概算額84,500,000円は国内外向けの販売促進プロモーション費用、商品企画開発費用、生産効率向上、品質向上及び新商品への対応を目的とした新規生産設備の導入、既存生産設備の維持改修並びに工場内環境の改善に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

(単位：千円)

項目	予定金額	支払予定	
		平成24年5月期	平成25年5月期
販売促進プロモーション費	30,000	—	30,000
商品企画開発費	10,000	—	10,000
新規生産設備の導入	30,000	—	30,000
既存生産設備の維持改修	4,500	—	4,500
工場内環境の改善	10,000	—	10,000
計	84,500	—	84,500

<訂正後>

新規発行等の手取金である差引手取概算額27,487,500円は、国内外向けの販売促進プロモーション費用、商品企画開発費用、生産効率向上、品質向上及び新商品への対応を目的とした新規生産設備の導入、既存生産設備の維持改修並びに工場内環境の改善に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

(単位：千円)

項目	予定金額	支払予定	
		平成24年5月期	平成25年5月期
販売促進プロモーション費	10,000	—	10,000
商品企画開発費	3,500	—	3,500
新規生産設備の導入	10,000	—	10,000
既存生産設備の維持改修	2,500	—	2,500
工場内環境の改善	1,487	—	1,487
計	27,487	—	27,487

第2【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

1【売付け有価証券】

(1)【売付け株式】

<訂正前>

平成24年5月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2【売付けの条件】」欄記載の金融商品取引業者（以下「第2【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売付け価格、発行価格と同一の価格）で特定投資家向け売付け勧誘等（以下「本売付け勧誘等」という。）を行います。なお、売付け価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	売付け数（株）	売付け価額の総額（円）	売付けに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	10,000	20,000,000	長崎県佐世保市島瀬町10-12 成長企業応援投資事業有限責任組合 3,200株
			東京都千代田区神田錦町3丁目11 精興竹橋共同ビル JAIC-みやざき太陽1号投資事業有限責任組合 3,200株
			佐賀県佐賀市唐人2丁目7-20 佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号 1,200株
			北九州市小倉北区米町1丁目1-1 2F ひびき北九州企業育成投資事業有限責任組合 1,200株
			山口県山口市中市町1-10 山口キャピタル第2号投資事業有限責任組合 1,200株
計（総売付け株式）	10,000	20,000,000	—

(注) 1. 「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」における特定投資家向け取得勧誘を中止した場合には、本売付け勧誘等も中止いたします。

2. 上記の売付け価額の総額は、特定証券情報の公表日（平成24年2月21日）現在における想定発行価格（2,000円）に基づき算定した見込額であり、今後変更されることがあります。
3. 売付け株数については今後変更される可能性があります。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】 1【新規発行株式】」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

<訂正後>

平成24年5月18日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2【売付けの条件】」欄記載の金融商品取引業者（以下「第2【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売付け価格、発行価格と同一の価格）で特定投資家向け売付け勧誘等（以下「本売付け勧誘等」という。）を行います。なお、売付け価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

記名・無記名の別、 額面・無額面の別及 び種類	売付け数（株）	売付け価額の総額 （円）	売付けに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
普通株式	5,000	9,750,000	長崎県佐世保市島瀬町10-12 成長企業応援投資事業有限責任組合 1,600株 東京都千代田区神田錦町3丁目11 精興竹橋共同ビル JAIC-みやざき太陽1号投資事業有限責任組合 1,600株 佐賀県佐賀市唐人2丁目7-20 佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組 合第二号 600株 北九州市小倉北区米町1丁目1-1 2F ひびき北九州企業育成投資事業有限責任組合 600株 山口県山口市中市町1-10 山口キャピタル第2号投資事業有限責任組合 600株
計（総売付け株式）	5,000	9,750,000	—

- （注）1. 「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」における特定投資家向け取得勧誘を中止した場合には、本売付け勧誘等も中止いたします。
2. 上記の売付け価額の総額は、仮条件（1,900円～2,000円の平均価格（1,950円）で算出した想定発行価格（1,950円）に基づき算定した見込額であり、今後変更されることがあります。
 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】 1【新規発行株式】」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。